令和３年　№52
〇東京学芸大学選挙規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　選挙の方法について電子的投票を可能とすること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

〇国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　教育研究評議会学系選出評議員の選出事由等を明確にすること及び東京学芸大学選挙規程との整合性を図ることに伴い，所要の改正を行うものである。

〇東京学芸大学役付職員選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由
　役付職員選考規程について，現状は学系長を選考する内容のみであることに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過
　令和３年11月24日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学選挙規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和３年11月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和３年規程第29号

東京学芸大学選挙規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 東京学芸大学選挙規程（昭和 42 年規程第３号）
(2) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成 16 年規程第 47 号）
(3) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和 42 年規程第２号）

東京学芸大学選挙規程の一部改正について

改正理由：選挙の方法について電子的投票を可能とすること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（用語の定義） 第２条　この規程において選挙権者及び被選挙権者とは，当該選挙の対象となっている職等の，東京学芸大学学系長選考等規程（昭和42年規程第２号。以下「学系長選考等規程」という。）及び国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成16年規程第42号。以下「評議員選出規程」という。）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。	（用語の定義） 第２条　この規程において選挙権者及び被選挙権者とは，当該選挙の対象となっている職等の，東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第２号。以下「役付職員選考規程」という。）及び国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程（平成16年規程第42号）に定める選挙権者及び被選挙権者をいう。
（選挙の実施） 第３条　第５条に定める選挙管理委員会は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，選挙を実施しなければならない。 (1)　学系長選考等規程の定めるところにより学系長候補者の選出が必要となったとき。 (2)　評議員選出規程の定めるところにより評議員の選出が必要となったとき。	（選挙の実施） 第３条　第５条に定める選挙管理委員会は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，選挙を実施しなければならない。 (1)　役付職員選考規程の定めるところにより役付職員候補者の選出が必要となったとき。 (2)　評議員の任期満了のときの少なくとも10日前 (3)　評議員の各選挙母体ごとに欠員が生じたとき。
〔省略〕	〔省略〕
（被選挙権者及び選挙権者の確定） 第８条　この規程により施行する選挙の被選挙権者は，選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。ただし，学系長選考等規程第７条第１項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において，国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第５号）第24条に基づき定年退職した者となるものについては，被選挙権者から除くものとする。 ２　〔省略〕	（被選挙権者及び選挙権者の確定） 第８条　この規程により施行する選挙の被選挙権者は，選挙施行公示日に在職する者をもって確定する。ただし，役付職員選考規程第７条第１項の規定に基づき再任できない者及び当該選挙の対象となる職等の任期の初日において，国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第５号）第24条に基づき定年退職した者となるものについては，被選挙権者から除くものとする。 ２　〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕
（選挙の方法）	（選挙の方法）

第１０条　選挙は，単記無記名投票により行う。 ２　前項の規定にかかわらず，選挙管理委員会が必要と認めた場合は，電子的方法により投票を行うことができる。 （投票の方法） 第１１条　投票は，選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により，本人が投票所に出頭して行うものとする。 ２　前項の規定にかかわらず，選挙管理委員会が別に定めるところにより，期日前投票を行うことができる。 ３　前条第２項の規定により電子的方法による投票を行う場合は，選挙管理委員会が具体的方法を定める。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和３年11月25日から施行する。	第１０条　選挙は，選挙管理委員会が定める投票所において，単記無記名投票により行う。 （投票の方法） 第１１条　投票は，選挙管理委員会が交付する別に定める投票用紙により，本人が投票所に出頭して行うものとする。 ２　前項の規定にかかわらず，選挙管理委員会が別に定めるところにより，期日前投票を行うことができる。 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会評議員選出規程の一部改正について

改正理由：教育研究評議会学系選出評議員の選出事由等を明確にすること及び東京学芸大学選挙規程との整合性を図ることに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
（趣旨） 第１条　この規程は，国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第３条第６号に規定する評議員（以下「評議員」という。）の選出に関し，必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規程は，国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）第３条第６号に規定する評議員（以下「学系選出の評議員」という。）の選出に関し，必要な事項を定めるものとする。
（選出の事由及び時期） 第２条　次の各号に掲げる事由の生じたときは，評議員の選出を行わなければならない。 (1) 任期が満了するとき。 (2) 辞任を申し出たとき。 (3) 欠員が生じたとき。 ２　選出の時期は，前項第１号の場合は，任期満了の日の１月前までに行い，同項第２号及び第３号の場合は，当該事由の生じたときから１月以内に行うものとする。	（選出方法） 第２条　学系選出の評議員は，当該教授会に所属する教授の中から選挙により選出する。
（選出の方法） 第３条　評議員の選出は，当該学系教授会に所属する教授のうちから，当該学系の教授会構成員による選挙により行う。	（選挙の方法） 第３条　前条に規定する選挙は，教授会ごとに，当該学系の教授会構成員による単記無記名投票により行う。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この規程は，令和３年11月25日から施行する。	

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：役付職員選考規程について，現状は学系長を選考する内容のみであることに伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
東京学芸大学学系長選考等規程	東京学芸大学役付職員選考規程
（趣旨） 第１条　東京学芸大学の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長（以下「学系長」という。）の選考は，この規程の定めるところによる。	（選考） 第１条　東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。
（選考の事由及び時期） 第２条　次の各号に掲げる事由の生じたときは，学系長の選考を行わなければならない。 (1) 任期が満了するとき。 (2) 辞任を申し出たとき。 (3) 欠員が生じたとき。 ２　学系長の選考は，前項第１号の場合は，任期満了の日の１月前までに行い，同項第２号及び第３号の場合は，当該事由の生じたときから１月以内に行うものとする。	第２条　学長は，次の各号に掲げる事由の生じたときは，役付職員の選考を行わなければならない。 (1) 当該職にある者の任期が満了するとき。 (2) 当該職にある者の辞任の申し出を学長が受理したとき。 (3) 当該職にある者の定年による退職のため欠員が生じるとき。 (4) 当該職に欠員が生じたとき。 ２　役付職員の選考は，前項第１号及び第３号の場合は，当該事由の生じる１月前までに行い，同項第２号及び第４号の場合は，当該事由の生じたときから１月以内に行うものとする。
（選考の方法） 第３条　学系長の選考は，学系（センターは，総合教育科学系に含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系に含む。以下同じ。）ごとに選出した学系長候補者のうちから学長が行う。 ２　前項の学系長候補者となることのできる者は，当該学系所属の専任の教授とする。 ３　第１項の学系長候補者は，選考の対象となっている学系長１名につき，それぞれ３名を選出する。	（選考の方法） 第３条　役付職員の選考は，役付職員候補者（以下「候補者」という。）のうちから行う。 ２　前項の候補者となることのできる者は，本学専任の教授とする。 ３　第１項の候補者の選出は，選挙又はその他の方法により，選考の対象となっている役付職員１名につき，それぞれ３名とする。
（学系長候補者の選出） 第４条　学系長候補者の選出は，当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。	（学系長候補者の選出） 第４条　学系長候補者の選出は，学系（センターは，総合教育科学系に含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系に含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の専任の教授のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。

〔省略〕 （任期等） 第７条　学系長の任期は２年とし，１回に限り再任することができる。 ２　第２条第１項第２号及び第３号の規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 （期間の計算） 第８条　学系長の任期の計算にあたっては，４月１日をそれぞれの起算日とする。 〔省略〕 附　則 この規程は，令和３年11月25日から施行する。	〔省略〕 （任期等） 第７条　役付職員の任期は２年とし，１回に限り再任されることができる。 ２　第２条第１項第２号から第４号までの規定により選考された者の任期は，前任者の残余の期間とする。 （期間の計算） 第８条　役付職員の任期の計算にあたっては，４月１日をそれぞれの起算日とする。 〔省略〕